# 職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

### 1 福祉局職員の服務規律違反事故

# (1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	3 5	男性	停職6月

### イ 管理監督者

福 祉 局 副参事 戒告

### (2) 事故の概要

事故者は、令和2年3月から同年4月までの間、療養する意思がないにもかかわらず、病気休暇を取得した。

また、事故者のものと分かるSNSアカウントにおいて、職場に対する誹謗中傷を行うなど不適切な内容の投稿を行った。

### 2 都市整備局職員の業務処理不適正事故

#### (1) 懲戒処分の内容等

#### ア 事故者

区分	職層	年齢	性別	内容
事故者A	副参事	5 9	男性	停職1月
事故者B	主事	5 5	男性	停職5日

# イ 管理監督者

生活文化スポーツ局 参事 口頭注意

#### (2) 事故の概要

事故者A及びBは、令和3年9月から同年12月までの間、契約手続きを経ることなく、委託業者に対して、契約外の業務を実施させた。

### 3 総務局職員の服務規律違反事故

# (1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	2 7	男性	減給 1 /10・1月

### イ 管理監督者等

 スタートアップ・国際金融都市戦略室
 副参事
 戒告

 総
 務
 局
 主
 事
 戒告

主 事 口頭注意

### (2) 事故の概要

事故者は、令和5年3月6日、個人情報を含む文書を誤って作成するとともに、 結果として当該文書を別の第三者に交付し、個人情報を流出させた。

### 4 発令年月日

令和6年5月22日

問合せ先 総務局人事部人事課(服務班)

電話 03 - 5388 - 2376(直通)